

労基みえ

第202号 令和6年1月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail: roukimie@mierouki.or.jp



伊勢国一の鳥居（桑名市）

新年のごあいさつ



一般社団法人
三重労働基準協会連合会

会長 杉浦 雅和

明けましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

当連合会は、昨年5月に事務所の移転とバリアフリー対応した講習会場の整備を行い、関係者の皆様には、多大なるご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨今の経済情勢については、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、3年を超えるコロナの影響や円安、資源・原材料価格の高騰など、未だ不透明な状況が続いております。

政府による物価高対策など、各種施策が速やかに実行され、経済成長・景気回復が進みますことを期待しているところであります。

さて、昨年は、「第14次労働災害防止計画」が策定されました。誰もが安全かつ健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者をはじめ、注文者や労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要であります。また、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」に向けた変革の重要

性が増しており、安全衛生対策に取り組む事業者が、社会的に評価される環境を醸成することが望ましいと考えます。

また、安全衛生対策は、会社経営上のリスクに備えることでもあります。

「健康経営」や「SDGS」の考え方が浸透しつつありますが、安全衛生対策に取り組むことは、人を大切にすることであり、労働生産性の維持・向上につながるため、労働者の定着や募集などにも良い影響を与えると考えられます。

当連合会におきましては、登録教習機関ならびに登録安全衛生推進者等養成講習機関として、技能講習をはじめ、各種教育講習等の実施を通じて、労働災害の防止に寄与すべく、本年も講習等の充実を図っていくほか、各地区の労働基準協会と連携しながら、安全衛生等に関する周知啓発、意識の高揚のためのセミナー開催や広報活動などを積極的に推進していきたいと考えています。

最後になりますが、新しい年が皆様にとってより良い年になるよう心からお祈り申し上げますとともに、当連合会の事業活動への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



三重労働局長

金 尾 文 敬

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三重県内の雇用情勢につきましては改善の動きに一部で弱さがみられ、また、原材料価格の上昇、急激な円安、物価高など、会員の皆様には、事業運営に大変なご苦労があるものと拝察いたします。

このような状況を踏まえ、三重労働局といたしましては、本年も引き続き、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」をはじめとし、多様な人材の活躍促進や多様な働き方への支援のための各種施策を、地域における総合労働行政機関として、労働基準監督署及びハローワークと一体となって推進してまいります。

労働災害の防止について、昨年の三重県内における労働災害による死亡者数は、11月末現在で8人と前年同期比で同数となり、休業4日以上之死傷者数につきましては、11月末現在で1,875人と前年同期比で7人の減少となりました。

近年の労働災害の傾向をみてみますと、死亡災害については、建設業における高所からの「墜落・転落」や製造業における機械、設備等による「はさまれ・巻き込まれ」など、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多く発生しています。また、死傷災害については、「転倒」、「腰痛」など労働者の作業行動に起因するものや、60歳以上の高年齢労働者の労働災害が顕著に増加しています。

一方、職場における労働者の健康保持増進に関しては、メンタルヘルスや過重労働への対応、化学物質の自律管理や石綿ばく露防止、治療と仕事の両立支援など多様化しております。

このような状況の中、昨年4月から第14次労働災

害防止計画がスタートしており、本計画においては、三重県内の安全衛生を取り巻く状況と施策の方向性を踏まえ、関係者等が一体となって取り組むべき事項を定めています。

各会員企業におかれましても、経営トップの強いリーダーシップの下、労使双方が危機感を持って、労働災害防止対策に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

「働き方改革」についてですが、令和6年4月より、建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、時間外労働の上限規制が適用されることとなります。引き続き、中小企業等を中心にきめ細やかな支援を行い、長時間労働削減に向けた自主的な取組を促進してまいります。また、長時間労働の背景には取引慣行上の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題もあり、発注者や荷主といった取引関係者をはじめとする国民一人一人に理解を深めていただき、課題の解消に向けて協力を得るため、広く周知広報を実施し、長時間労働の改善に向けた機運の醸成を図ってまいります。

三重県最低賃金が昨年の10月1日から40円引き上げられ時給973円となりました。三重労働局では、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金を引き上げた場合に対象となる「業務改善助成金」や、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための「キャリアアップ助成金」など各種助成金を用意しておりますので、活用についてご検討いただきますようお願い申し上げます。加えて、同一労働同一賃金の徹底や、賃上げに向けた環境整備も進めてまいります。

結びに、労働行政の推進に当たっては、貴協会並びに会員各位のご理解とご協力が不可欠です。今後とも、皆様と連携し、三重労働局職員が一丸となつて、役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員企業の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

過労死防止対策推進シンポジウムを開催しました

過労死等防止啓発月間(11月)中に、三重労働局では四日市市において令和5年11月13日にシンポジウムを開催し、多くの皆様に参加していただきました。

片野労働基準部長の開会あいさつに続き、吉徳監督課長の「三重労働局からの報告」、こころの耳運営事務局 石見事務局長から「職場におけるメンタルヘルス対策～企業の好事例からポイントを押さえ実践につなげる～」をテーマにした基調講演等の内容で行いました。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指すことや過労死等を防止することの重要性について関心や理解を深めることができました。



開会あいさつをされる片野労働基準部長

謹賀新年

三重労働局

局	長	金	尾	文	敬
総務部	長	戸	原	智	晶
総務課	長	奥	野	裕	子
労働保険徴収室	長	針	生	賢	次
労働基準部	長	片	野	圭	介
監督課	長	吉	徳	祥	哉
健康安全課	長	横	田	健	一
労災補償課	長	北	原	利	恵
賃金室	長	久保	田	洋	一
雇用環境・均等室	長	山	本	久	恵
職業安定部	長	石	川	裕	樹
職業安定課	長	大	平	博	章
職業対策課	長	中	村	克	彦
需給調整事業室	長	辻		佳	奈
訓練室	長	市	村	京	子

労働基準監督署

四日市労働基準監督署長	宮藤	田田	仁香
松阪労働基準監督署長	藤森	田田	志久
津労働基準監督署長	古小	市西	孝泰
伊勢労働基準監督署長	賀野	田田	敦
伊賀労働基準監督署長	熊野	田田	久勲
熊野労働基準監督署長			裕
公共職業安定所			
四日市公共職業安定所長	高横	木田	俊由
伊勢公共職業安定所長	富山	田田	宏美
津公共職業安定所長	東堀	山山	伸文
松阪公共職業安定所長	堀大	内西	修幸
桑名公共職業安定所長	賀野	葺田	一真
伊賀公共職業安定所長	尾鷲	大山	文
尾鷲公共職業安定所長	鈴鹿	小堀	弓夫
尾鷲公共職業安定所長			保

一般社団法人三重労働基準協会連合会

和生徳明重
雅恭長英輝
浦野崎端
杉宇山田森
長理事
副副專

地区労働基準協会

桑名労働基準協会 会長 山本 重雄
 (一社)四日市労働基準協会 会長 山崎 徳明
 津労働基準協会 会長 田端 明生
 松阪労働基準協会 会長 宇野 恭司
 伊勢労働基準協会 会長 浜田 吉直
 伊賀労働基準協会 会長 北村 紀弘
 熊野尾鷲労働基準協会 会長 高 済

三重県内の 最低賃金

三重県最低賃金 時間額 **973円**
(令和5年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満（「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
- ③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者

※派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	999円	令和5年12月21日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	987円	令和5年12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	1,022円	令和5年12月21日

※三重県最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円、平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上之死傷者数			
	令和 4年	令和 5年	対前 年比	令和 4年	令和 5年	対前年比	
	12月8日速報			11月末			
全産業	8	8	±0%	1,882	1,875	-7	-1%
製造業	1	1	±0%	494	497	+3	+1%
鉱業	0	0	±0%	2	5	+3	+150%
建設業	5	2	-60%	244	225	-19	-8%
運輸業	0	1	-	245	246	+1	+1%
林業	0	1	-	20	22	+2	+10%
商業	0	1	-	344	334	-10	-3%
保健衛生業	0	0	±0%	226	209	-17	-8%
その他の産業	2	2	±0%	307	337	+30	+10%

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上之死傷者数			
	令和 4年	令和 5年	対前 年比	令和 4年	令和 5年	対前年比	
	12月8日速報			11月末			
食料品	0	1	-	111	122	+11	+9%
木材・木製品	0	0	±0%	15	22	+7	+47%
化学工業	1	0	-100%	60	38	-22	-37%
窯業・土石製品	0	0	±0%	28	42	+14	+50%
金属製品	0	0	±0%	76	66	-10	-13%
一般機械	0	0	±0%	48	47	-1	-2%
電気機械器具	0	0	±0%	32	31	-1	-3%
輸送用機械	0	0	±0%	40	45	+5	+13%
その他の製造業	0	0	±0%	84	84	±0	±0%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染者を除く）

年間安全衛生管理計画の作成について

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動を継続的、かつ、計画的に実施することが必須となります。

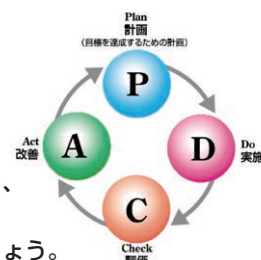
また、事業場の安全衛生水準を向上させるには、前年（度）に取り組んだ安全衛生活動を検証し、その結果を次年（度）の安全衛生活動に反映することが求められます。

三重労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9）に

「令和6年(度)安全衛生管理計画及び実施結果報告書」を掲載しておりますのでご活用をお願いします。

※50人以上の製造業（一部業種10人以上）・第三次産業（一部業種30人以上）など一定の事業場には、所轄労働基準監督署長から同報告書を送付の上、年間安全衛生管理計画の作成及び提出を依頼します。

年間安全衛生管理計画を作成し、**『PDCAサイクル』**により、安全衛生活動を推進しましょう。



令和6年 死亡災害ゼロ



アンダー2,000みえ推進運動

三重労働局は、

死亡災害の撲滅 死傷者数2,000人未満

を目指し、労働災害防止対策を推進します

重 点 事 項

○ 重点災害

行動災害「転倒」「腰痛」

墜落・転落災害

機械災害

「はさまれ・巻き込まれ」

「切れ・こすれ」

交通労働災害

高年齢労働者の労働災害

○ 重点業種

製造業

建設業

道路貨物運送業

小売業

社会福祉施設

リスクアセスメント・安全衛生活動の推進
～ P D C A サイクルで労働災害を未然防止！ ～

三重労働局 ・ 労働基準監督署

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



三重労働局雇用環境・均等室 (Tel 059-226-2318)

求人企業の皆さま



2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

☐ 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業 務 内 容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契 約 期 間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試 用 期 間	試用期間あり（3か月）
就 業 場 所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就 業 時 間	9:30～18:30
休 憩 時 間	12:00～13:00
休 日	土日、祝日（年末年始を含む）
時 間 外 労 働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃 金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円（(2)の手当を除く額） (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加 入 保 険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

お問い合わせ：三重労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室（Tel.059-226-2165）

事業主の皆様へ



年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
 ○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
 ○支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、
 ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
 ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法
 キャラクター「ハロちゃん」

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
 壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

(2) 労働時間延長メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

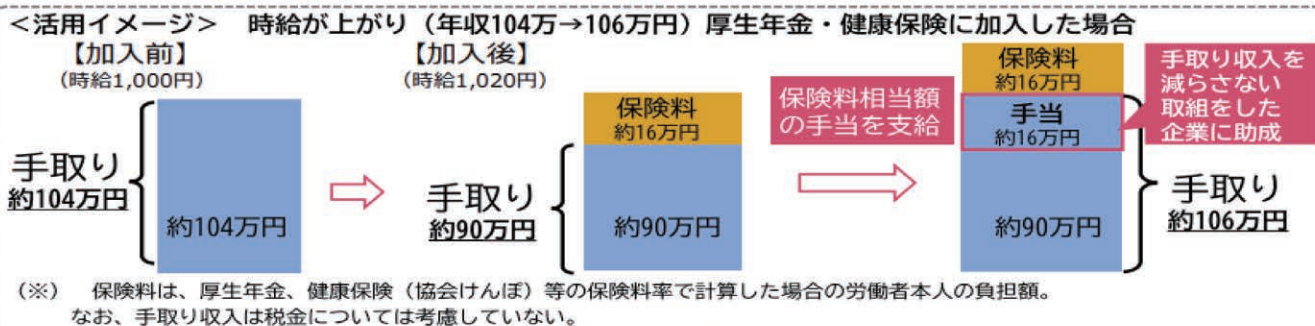
週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合
 は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局
 または管轄のハローワークまでお問合せください。
 ○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。
 年収の壁突破・総合相談窓口(フリーダイヤル・無料)



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



厚生労働省公式HP

事業主の皆さまへ



キャリアアップ助成金 「正社員化コース」を拡充しました！ 2023年11月29日以降における変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

このリーフレットの内容①～④は、2023年11月29日以降に正社員化した場合に適用されます。

正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

拡充 ① 助成金（1人当たり）の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「12か月」に拡充します。拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

企業規模	現行	拡充
中小企業	57万円	80万円
大企業	42.75万円	60万円

- ※ 現行/中小企業：1期（6か月）で57万円助成。
- ※ 拡充後/中小企業：2期（12か月）で80万円助成。（1期あたり40万円）
- ※ 有期から正規の場合の助成額。無期から正規の場合は上記の半額。
- ※ 1人目の正社員転換時には、③または④の加算措置あり。

拡充 ② 対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上」に緩和します。

対象となる有期雇用労働者の雇用期間	現行	拡充
	6か月以上3年以内	6か月以上

- ※ 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者については、助成額は「無期から正規」の転換と同額とする。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL051129 No.14

中途採用の拡大に取り組む事業主の皆さまへ

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

「中途採用等支援助成金」は、**中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主**に対して助成するものです。

助成対象となる「中途採用の拡大」とそれぞれの助成額は以下の通りです。

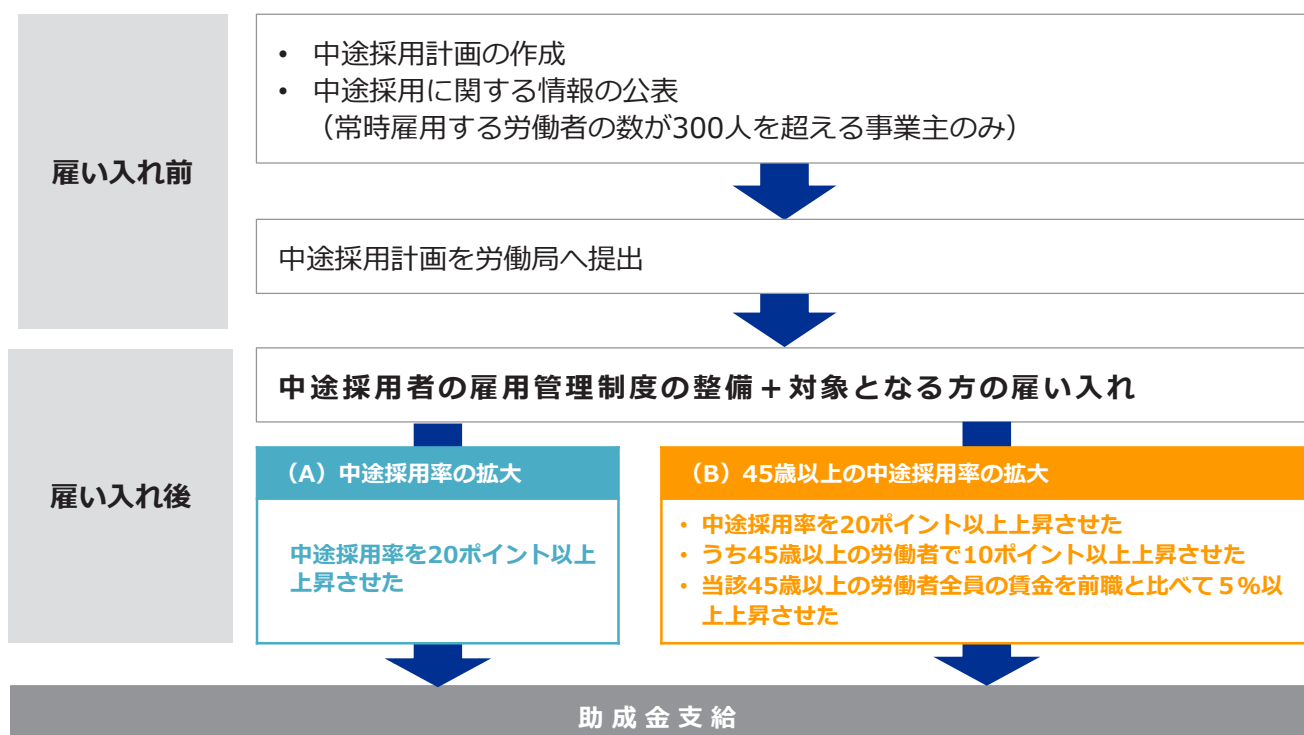
また、下記に加えて**常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用率を公表している**ことも助成対象の要件です。

中途採用率の拡大 (A) 助成額：50万円	中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値※¹）以上上昇させた事業主に対する助成
45歳以上の 中途採用率の拡大 (B) 助成額：100万円	以下のすべてを満たす事業主に対する助成 ・ 中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値）以上上昇させた ・ うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値※²）以上上昇させた ・ 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

※ 1、※ 2 の計算方法は裏面に記載

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**中途採用計画の作成・提出が必要**です。



連合会からのお知らせ

受賞おめでとうございます

一般社団法人 三重労働基準協会連合会長表彰 (令和 5 年 10 月 4 日 令和 5 年度三重県産業安全衛生大会)

◆ 優良事業場賞 (9事業場)

フジタ電業株式会社	株式会社ユーパック
三重機械鐵工株式会社	橋本電子工業株式会社
株式会社岩間化学	株式会社真珠漬本舗
九鬼産業株式会社 本社工場	株式会社ヤマキン 名張工場
ナITEック・プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社津工場	

◆ 功労者賞 (8名)

岩野淳作 (昭永工業株式会社)	小阪基久 (富士電機株式会社鈴鹿工場)
二井悠介 (東洋化工機株式会社)	島澤隆二 (日本板硝子株式会社津事業所)
田中慶一 (御在所ロープウエイ株式会社)	大野伸二 (トライス株式会社)
高鶴哲也 (本田技研工業株式会社鈴鹿製作所)	福島俊治 (ケイミュー (株) 伊賀事業所)

(以上「敬称略」)

無災害記録樹立おめでとうございます！

令和 4 年 12 月 5 日 グリーンウッドタクミ協同組合 (松阪) が第五種 (金賞)
令和 5 年 1 月 16 日 日本カニゼン株式会社四日市製造工場 (四日市) が第二種 (進歩賞)
令和 5 年 8 月 16 日 松阪木質バイオマス熱利用協同組合 (松阪) が第一種 (努力賞)
令和 5 年 10 月 1 日 ケーエム精工株式会社三重工場 (伊賀) が第三種 (銅賞) を
それぞれ達成していただき、中央労働災害防止協会の「中小企業無災害記録証」を授与されました。
おめでとうございます。

連合会活動日誌

(令和 5 年 9 月～12 月)

◆ 9 月 27 日～29 日 名古屋で第 82 回全国産業安全衛生大会が開催

中災防主催の全国産業安全衛生大会が名古屋市で開催されました。11,500 名の参加者、緑十字展には、3 日間で延べ 25,562 名の来場者を得て、盛会裡に終了しました。

◆ 10 月 4 日 三重県産業安全衛生大会を開催

三重労働局、県内労働災害防止関係団体との共催、三重県、労使団体の後援により、「三重県文化会館」において、三重県産業安全衛生大会を開催しました。安全衛生分野における優良事業場や功労者の表彰、労働災害防止に向けた「大会宣言」の採択、ジャーナリストの中村竜太郎先生の講演などが行われました。参加者は 280 名ほどでした。

◆ 10 月 21 日 22 日 労働安全衛生法に基づく免許試験に協力

公益財団法人安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センターによる三重地区出張特別試験が「サンワーク津」において行われ (受験者数 615 名)、その準備・運営に関係団体とともに協力しました。

◆ 11 月 6 日 総務部会を開催

「津フェニックスビル 6 階講習会場」において総務部会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、今後の主要事業の準備状況を報告し、意見を聴きました。

◆ 11 月 13 日 本年度第 3 回通常理事会を開催

「津フェニックスビル 5 階共用会議室」において第 3 回通常理事会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、今後の主要事業の準備状況の報告を行うとともに、意見を聴きました。

◆ 11 月 14 日～21 日 各地区の労働基準協会が安全衛生大会・優良勤労者表彰式等を開催

各地区労働基準協会が 14 日から 21 日 (14 日 松阪、15 日 伊勢、17 日 桑名・津・伊賀・熊野尾鷲、21 日 四日市) にかけて安全衛生大会及び優良勤労者表彰式等が開催されました。

令和6年1月～令和6年3月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
乾燥設備作業主任者技能講習	2月29日～ 3月1日	鈴鹿地域職業訓練センター	11,650円
はい作業主任者技能講習	1月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場	11,595円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月30日～31日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	3月7日～8日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	3月12日～13日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	1月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	2月1日～2日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	3月5日～6日	近鉄百貨店四日市店	12,530円
石綿作業主任者技能講習	1月23日～24日	近鉄百貨店四日市店	11,980円
建築物石綿含有建材調査者	1月30日～31日	津フェニックスビル6階講習会場	48,280円
建築物石綿含有建材調査者	2月20日～21日	近鉄百貨店四日市店	48,280円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	1月17日～19日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	2月14日～16日	北勢自動車協会(四日市)	15,610円
ガス溶接技能講習	1月26日～27日	ポリテクセンター三重(四日市)	13,750円
ガス溶接技能講習	3月8日～9日	ポリテクセンター三重(四日市)	13,750円
高所作業車運転技能講習	2月6日～7日 8日・9日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし44,000円 1号免除37,510円 2号免除39,600円

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用
安全管理者選任時研修	1月23日～24日	津フェニックスビル6階講習会場	11,650円
産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	2月6日～7日	ホンダアクティブランド(鈴鹿)	11,980円
産業用ロボット検査等業務 特 別 教 育	1月17日 18・19日	NDSソリューション(四日市)	23,530円
化学物質管理者講習(製造)	2月27日～28日	近鉄百貨店四日市店	27,380円
マスクフィットテスト実施者 養 成 研 修	2月22日	津フェニックスビル6階講習会場	20,900円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご了承ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。
上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。